

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
水戸市平須町1番93
Tel 029-305-3075
e-mail iba-kou@ihfsu.net
HP https://ihfsu.net/

茨城県人事委員会勧告 (10/5)

10月5日に2022年度の茨城県人事委員会勧告が出されました。今年の勧告のポイントは

◎3年ぶりに月例給・ボーナスともに引上げ

- ・ 公民給との較差を踏まえ、人事院の勧告等を考慮し、初任給及び若年層の給料月額を引上げ（改定額 803 円、0.21%）
- ・ ボーナスを 0.10 月分引上げ（年間 4.30 月→4.40 月）
- ・ 民間の支給状況等を踏まえ、勤勉手当に配分

3年ぶりの月例給、ボーナスの引上げと言いながら、コロナ禍やウクライナ侵略による物価高に見合った引上げではありません。

地公労交渉妥結 (10/18)

人事委員会勧告を受けて、茨高教組も参加する地公労交渉が、10月に3回取り組まれ、10月18日に妥結しました。

10月18日は、午前中に一定前進

回答が示されましたが、回答水準は不十分と捉え、午後も交渉を続けました。

午後の交渉で、追加回答を引き出し、午後5時半前に妥結しました。主な妥結内容は以下の通りです。

1. 人事委員会勧告に基づいて、給料とボーナスを引き上げる

①給与月額を平均803円、0.21%引き上げる。

・ 初任給引き上げ 教育職は高卒約4000円、大卒約3000円引き上げ

②ボーナス、年間0.10月（再任用職員は0.05月）引き上げる。

2. 会計年度任用職員のボーナスの支給月数を2023年度から年間0.10月引き上げる

・ 2022年2.4月→2023年2.5月

3. 家族看護休暇の改善

・ 休暇の対象が「義務教育を修了する前の子」から、「年齢要件をなくし全ての子」に改善された。

・ 改善は2023年1月から

4. 会計年度任用職員の家族看護休暇の改善

・ 無給の家族看護休暇が有給の休暇に改善された。

・ 休暇の対象は正規教員と同じ。

・ 運用は23年4月1日から

5. 不妊治療休暇の名称変更

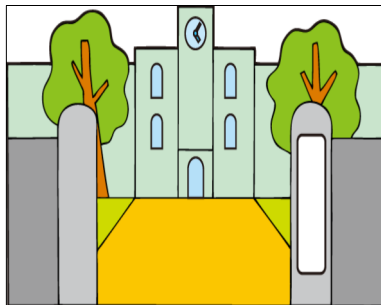
・ 休暇を取りやすくするため名称変更を求めた結果、「不妊治療休暇」から「出生サポート休暇」に変更された。変更は23年4月1日から。

6. がんに係る療養休暇について

・ 休暇期間の延長を要求した結果、「来年度内に成案を得るよう引き続き協議を続ける」の回答を得た。

第1回総括安全委員会報告

10月12日（水）に第1回総括安全衛生委員会が開催されました。総括安全衛生委員会は、県立学校教職員の安全及び衛生管理に関する重要事項を調査審議



するために、教育委員会に置かれています。

(1) 県立学校に産業医の配置を

『労働安全衛生法』では50人以上の職場には「産業医」をおかなくてはならないことになっています。しかし、学校には以前より学校医がいたため、学校医が産業医の職務を行ってもよいということになっています。茨城県では、この産業医的な仕事を学校医に依頼し、「健康管理医」と呼んでいます。

「産業医」は労働者の健康管理などについて事業者に必要な勧告をし、事業者はその勧告を尊重しなければならない、という重大な権限があたえられています。

月1度以上の職場巡視、衛生委員会への出席が義務づけられています。その仕事の内容は、健康診断の実施及び結果に基づく労働者の健康の保持、作業環境の維持管理、健康教育・相談、衛生教育、健康障害の原因の調査・再発防止などです。

今回の調査結果では、健康管理医の勤務日数は、調査校119校中、年0日～3日が44校で4割近く、職場巡視を行った日数も1日～4日が52校と4割を超えています。職場巡視が少なくとも毎月1回行われている学校は11校と1割

にも満たない状況です。

今回、健康管理医の委員からは、「文部科学省は教職員50名以上の学校には、産業医学の専門家として教職員の健康管理等を行う者である「産業医」を、医師のうち、厚生労働大臣が定める研修を修了した者等から選任するとしている。茨城県の県立学校の多くが、教職員50名以上となっている。そうした学校に、「産業医」として雇われていないことが問題だ。」という意見が出されました。

そして、茨城県の健康管理医の報酬は、民間の産業医の報酬の2分の1位しか支払われていないということです。十分な報酬の支払いがないのでは、産業医としての十分な仕事内容をお願いしにくくなります。

産業医が配置されることによって、中にいると気づけないことを、第三者から目での職場環境の改善のアドバイスが可能になることや、外の目が入ることによって職場に自浄作用が生まれることなどのメリットも述べられました。

教育委員会は、このことについて、調査すると回答しました。現在の制度は、資格、報酬の面で大きな問題があります。専門家の指導・助言のもと、身体をこわさないで働ける職場をつくりあげていくためにも、茨城の

県立学校でも「産業医」の配置が必要です。

(2) 県立学校の療休者数の約7割が精神性疾患

健康審査会で要休業・要医療の判定を受けた教職員数は2020年度は50人、2021年度は49人でした。2022年度は8月までで31人となっています。

そのうち精神性疾患によるケースは、2020年度が33人（全体の66%）、2021年度は33人（67.3%）、2022年度は8月まででは22人（71%）となっています。

今回の参加者からは、「頑張り屋、真面目な先生方が、燃え尽きてしまうことから、病気になるてしまう。」「ひとりひとりがかかえている仕事が多く、自分のことで精いっぱいになってしまっている。困っている同僚に声をかけてあげることができなくなっている。」「職場が変わったときに、精神性疾患にかかる例が多いような気がする。特に初任校から2校目に異動したときに大きな負担を感じているのではないか。」「依然と比べ、職員室での雑談が減り、静かになっている。雑談しているうちに、同僚同士での相談やアドバイスを発展していったものだが、そういう機会が減ってきているのではないか。」といった意見がありました。

教育の仕事などは、業績評価が困難であるにもかかわらず、成果主義になってきています。成果主義の職場では、ひとりひとりがばらばらになり、チームより自分の業績を優先したり、有用なノウハウを他メンバーと共有しなかったりするなど、利己的な行動に走らせてしまう場合もあると言われています。そのような職場を変えていくことも療休者を減らしていくことにつながります。

(3) 在校等時間だけでなく持ち帰り業務の調査も実施へ

今年6月の調査では勤務時間外在校等時間数が45時間を超えた教職員数は、高校では11.89%でした。3年前の数字と比べると、およそ3分の1です。

また、週休日等の部活動従事時間を含めると45時間を超えた教職員数は、高校では20.63%となります。これも3年前と比べると、半分以下に減っています。特別支援学校の調査では、45時間を超えた人数はたった1人で



した。しかし、本当に、業務改善は着実に進んでいるといえるのでしょうか。

以前も、健康管理医の方からも、持ち帰りの時間を把握しながっていくと批判の声が上がったことがありますが、今回の参加者からも、「勤務校では、定時退勤日や完全退勤時間の設定がされている。学校が閉まってしまっているので、持ち帰って仕事をしている同僚がたくさんいる。」と意見が述べられました。

これに対し、総括衛生管理者である学校教育部長からは、「そうした意見は県議会等でも発言がされている。昨年、小・中学校で調査したところ、多くの教職員が持ち帰り業務を行っていたことが分かった。県立学校でも持ち帰り業務について調査する予定であり、やり方を考えている。」旨の発言がありました。

この持ち帰り業務については、行わないことが原則とされているので、県教育委員会はこれまで調査は行わないと回答してきました。しかし、現実には行われていることが実態であり、このような業務についても正確に把握することが実効ある超過勤務解消には不可欠であることを訴えてきました。

時間外勤務や業務内容等を明

らかにすることで、いつの、何を、どれくらいの時間削減すれば業務の軽減に結びつくかが明確になり、より実効性のある業務削減策を見出すことができるのではないのでしょうか。

そして、正規の勤務時間内で終わらない業務が残るのであれば、あとは、教員を増やす以外ありません。組合では、教員の負担軽減の本丸である、教員の大幅増員や定数の大幅改善の運動に今後も取り組んでいきます

茨城県の最低賃金10月から911円

茨城県の最低賃金が、10月から911円になりました。昨年よりも32円上がっています。茨城労働局からは各学校に911円のポスターが届けられていますから、各学校ではポスターを貼りだし、生徒に最低賃金についてや911円になったことを正確に教えていく必要があります。

そして、アルバイトをしている高校生には10月から時給が上がっているかを確認する必要があります。もし上がっていないければ、差額分を請求できることや労働基準監督署などに相談できることをきちんと教えるべきです。

高校生のアルバイトがシフト制になっているところも多くなっ

ていますが、ブラックアルバイト対策も学校の責任です。

高校生のアルバイトに対し、許可証を出すだけという学校の対応は時代遅れとしかいいようがありません。きちんと雇用契約書を結んでいるか、勤務半年後には有給休暇が取れているか、やめたいと言ってもやめさせてもらえないことがないかなどをきちんと確認していく必要があります。

2022年度中央委員会を開催します (11/27)

11月27日（日）に、13:30からオンラインで中央委員会を開催します。6月の定期大会後の高教組の取り組みの総括と12月からの方針について議論をしていきます。

特に高校では新しい異動ルールの運用が始まり、高校入試の採点も新しいやり方に変わります。

コロナ禍も3年目を迎え、長時間労働は減ったものの持ち帰りの仕事が増えています。相変わらず、精神疾患で休職をする教員は減っていません。

中央委員会では、各職場の現状や問題点を出し合いながら、組合として何ができるかを議論したいと考えています。是非、参加してください。